

## 積立定期預金規定

### 1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客さまからこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを当金庫が承諾したときに、当該預金に係る契約が成立するものとします。

### 2. (預入の期限等)

- (1) この預金は、通帳記載の満期日の3か月前までは自由に預入れができます。
- (2) この預金の預入れは1回1,000円以上とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。
- (3) この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。

### 3. (預金の支払時期)

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

### 4. (利息)

- (1) この預金の利息は預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの期間に応じ店頭掲示の預金利率表記載の定期預金利率によって計算します。ただし契約期間が3年以上の場合には満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、その期間に応じた定期預金利率によって利息を計算のうえ元金に組み入れます。

利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については、変更日以後の利息計算日）から適用します。

- (2) この預金の満期日以後の利率は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (4) 当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第4項の規定により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組み入れたときは最後の利息計算日）から解約の前日までの期間について店頭掲示の預金利率表記載の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 5. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、定期預金共通規定により取扱います。

以 上